

源泉徴収所得税等(※)に係る加算税の発生

市の公共施設に関して発注した公共工事設計業務について、必要な源泉徴収をせず支払いをしたことが判明し、直ちに納付しましたが、納期限後の納付となったため加算税が発生しました。

このような事態を招いたことをおわび申し上げますとともに、今後、源泉徴収所得税等 に係る職員の一層の理解向上および再発防止に努めます。

◆加算税の額

11,000円

◆経緯

11月 1日	設計業務委託料を委託業者に支払う。
1月11日	源泉徴収状況の点検時に源泉徴収漏れが判明。直ちに委託業者に源泉徴収所
	得税等相当額の返還を依頼。
31⊟	源泉徴収所得税等を税務署に納付。
2月28日	税務署から納付遅延による加算税の通知書を受領。

◆原因

個人事業主である支払先を法人と誤認したことによるものです。

◆対応状況

すでに加算税の納付手続きを完了しました。

◆今後の対応

支払い手続きにおいて法人と誤認しやすい個人事業主について特に注意を払うとともに、源 泉徴収所得税等に係る職員の一層の理解向上に努めていきます。

※ 個人事業主の建築士等の業務に報酬・料金を支払う場合、支払う者が所得税等を源泉徴収しなければなりません。この場合、支払う相手が法人のときは、源泉徴収をする必要はありません。

≪メディアの方へ≫	≪発表種別≫	≪問い合わせ先≫
□ 取材をお願いします。	□ 記者会見発表資料	所属名 会計課
□ 事前告知をお願いします。	□ 記者会見情報提供資料	連絡先 053-576-4535
☑ 情報提供をします。	☑ 随時	担当者 三浦